

## 第一節 東京美術学校設置

### 東京美術学校設置

明治二十年十月四日、左記の勅令により文部省直轄<sup>註1</sup>学校の官制に追加が行われ、東京美術学校が設置された。同時に東京音楽学校も設置された。

#### 勅令第五十一號

朕高等師範學校高等中學校東京商業學校官制中改正追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 御名御璽

明治二十年十月四日

高等師範學校高等中學校東京商業學校官制中東京商業學校トアルヲ高等商業學校ニ改メ其下ニ東京職工學校東京高等女學校東京美術學校東京音樂學校東京盲啞學校ノ三十一字ヲ加フ

(明治二十年十月五日『官報』)

東京美術学校、東京音楽学校に関する事務は専門学務局第三課が掌ることとなった。

次いで翌五日、左記の文部省告示(第九号)がなされた。

東京商業學校ヲ高等商業學校ト改稱シ訓盲啞院ヲ盲啞學校ト改稱シ圖書取調掛ヲ東京美術學校トシ音樂取調掛ヲ東京音樂學校トス

(『法規分類大全目録』明治二十四年二月六日。内閣記録局編輯)

十月十四日、文部省専門学務局長浜尾新が東京美術学校校長事務取扱に任命された。『文部省第十五号報』に

〔明治二十年〕 十月十四日〔中略〕同日文部省専門学務局長濱尾新ニ當分東京美術學校長事務取扱ヲ命ス

と記されており、浜尾の本校校長事務取扱兼任は暫定的な措置であったことを示している。同日、岡倉寛三が本校幹事に任命された。岡倉は欧米美術取調を了えて同年同月十一日にフェノロサとともに帰国。浜尾は一足先に同年八月十一日に帰国していた。同年十二月二日に至り、フェノロサも本校雇に任命された。

同じく、十月十四日、文部大臣森有礼より本校書記の定員(判任官四等一人、同七等一人)について内訓があった。なお、明治二十年の本校経費は四千七百八十九圓九錢九厘(『文部省十五年報』)である。

註1 これ以前の文部省直轄学校は帝国大学法科大学・医科大学・工科大学・文科大学・理科大学、高等師範学校、第一〜第五高等学校、山口高等中学校、鹿児島高等中学造士館、東京商業学校である。